

# 第1章

## 計画の策定にあたって

### 1. 計画の趣旨

---

平成12年の介護保険制度の創設以来、介護保険サービスの利用者は格段に増加し、サービス提供事業者も大きく増えました。今では、支援や介護を必要とする高齢者と家族にとって、介護保険制度は不可欠なものとなりました。

一方、2025年（平成37年）頃には、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、医療、介護の需要がピークに差しかかることとなり、その需要に耐えられる医療・介護のしくみをつくるのが、喫緊の課題となっています。

今後は、四日市市が構築を進める地域包括ケアのしくみを深化させ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を意識した地域包括ケアシステムへと発展させていくことが重要となります。

本計画は、上記の趣旨のもと、これまでの計画の実績を評価しつつ、2025年（平成37年）を念頭に置きながら、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するため、その目標と方向性及び実現に向けた方策を明らかにするために策定するものです。

### 2. 計画の位置付け

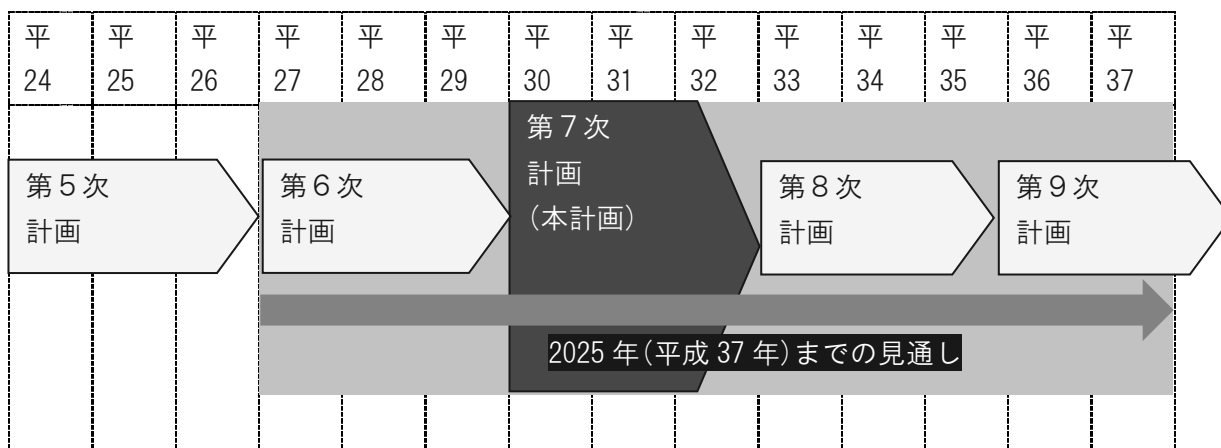
---

本計画は、介護保険法第117条第1項に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の8第1項に基づく「老人福祉計画」の両計画を一体的に策定したものであり、介護サービスの事業量、保険料及び介護サービスを確保するための方策を定めるとともに、長寿社会にふさわしい高齢者福祉の構築という課題に対して、本市がめざすべき基本的な目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき施策の方向及び事業内容を示しています。

また、本計画は、市の基本計画である「四日市市総合計画（平成23年度～平成32年度）」をはじめ、地域福祉計画、保健医療推進プラン、障害者計画、三重県医療計画といった福祉・医療分野の計画や市民協働促進計画、住生活基本計画、地域防災計画など関連分野の計画との整合を図りながら策定したものです。

### 3. 計画の期間

本計画は、2025年（平成37年）を念頭に置き、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。



本書では、例えば「第5次四日市市介護保険事業計画・第6次四日市市高齢者福祉計画」を「第5次計画」と表記し、以下同様とします。ただし、「第7次四日市市介護保険事業計画・第8次四日市市高齢者福祉計画」は「本計画」と表記します。

### 4. 計画の点検と進行管理

本計画に掲げた目標や取り組み内容については、本市の介護保険事業計画策定委員会である「四日市市長寿社会づくり懇話会」などで、毎年度、実施・達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて、翌年度以降の事業実施に生かしていきます。

また、点検・評価の結果は、国の提供する地域包括ケア「見える化」システム等による分析結果と合わせて、次期計画にも反映していくこととします。

## 5. 計画の構成

---

### 第1章

計画の策定にあたって

### 第2章

第6次計画の成果と課題

### 第3章

高齢者を取り巻く状況

### 第4章

四日市市がめざす2025年の  
地域包括ケアのすがた

1. 計画の基本的な考え方

2. 地域包括ケアシステムの  
深化・推進に向けた  
基本目標

3. 日常生活圏域の設定

4. 地域包括ケアシステム  
を支える基盤の強化

### 第5章

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

1. 介護予防の推進と日常生活支援体制の整備

2. 医療と介護の連携

3. 認知症施策の推進と権利擁護

4. 介護保険サービスの充実と円滑な運営

### 第6章

介護保険サービスの事業量見込み

1. 介護サービス事業の見込み

2. 地域支援事業の見込み

### 第7章

介護保険料の算定

1. 事業費の見込み

2. 保険料(被保険者の負担額)の設定